

# 反・貧困 全国で街宣活動！

(7月12日より実施中)

全国2008年キャラバン「人間らしい生活と労働を求めて、つながろう!」

また、一握りの大金持ちが生まれる一方、大多数の生活者は毎日苦しい暮らしを送らなければならなく、このままでは日本中に餓死や自殺が蔓延する社会になりかねません。もうガマンができない！ 今こそ、人間らしい生活と労働を求めて、労働運動、社会保障運動などが、つながりあうときです。今年は、「生活保護基準の切り下げ阻止」を獲得目標とし、キャラバンを通じて、全国各地でお互いの顔が見える「反貧困」のネットワークをつむぎ、みんなの力で「誰もが生き活きと暮らせる社会」をつくり上

日本では、急速に格差と貧困が拡大しています。労働分野では、行き過ぎた規制緩和路線によつて、非正規労働者は今や全労働者の3分の1、いくら働いてもまともな暮らしができない「ワーキング・プア」や「ホームレス、ネットカフエ難民」など貧困層が激増しています。一方、福祉分野では、予算の切り詰めが至上命題とされ、最後のセーフティネットといわれる生活保護の現場では「水際作戦」が横行（一部見受けられる）し、生活保護基準の切り下げや制度の抜本的「改革」がもくろまれています。

主催…生活保護問題対策全国会議  
共催…人間らしい労働と生活を求める連絡会議（通称…生活底上げ会議）  
全国クレジット・サラ金問題対策協議会、高金利引き下げ全国連絡会  
全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会  
協力…労働者福祉協議会、労働組合  
〔趣旨・目的〕  
（団体）等

# 中央劳福協 全国研究集会開催

● 広島市長 秋葉忠利氏  
「広島市あれこれ..日本一、日本初、  
日本唯一、世界初、世界二」

● マツダ株社長 井巻久一氏  
「マツダのめざすもの」

● 弁護士 宇都宮健児氏  
「労働運動、消費者運動、社会保障運

げる「新たな世直し運動」の契機としましよう。

私たち働く者の取り巻く環境は、企業の収益確保のための人員費削減と労働分野の規制緩和策により、派遣・パートなど非正規労働者は、今や全労働者の3分の1と急増し、「働いても、まとまらない生活ができない」ワーキングプア層が年々増えてきています。また不安定な雇用構造の中で、職場環境も悪化し、メンタルヘルスや過労死・過労自殺が増加しており、労働環境は危機的な状況にあるといつても過言ではありません。

格差や貧困問題を是正するための「これから社会運動」は、労働運動と消費者・社会保障運動との相互連携や提携が非常に重要なつながりであります。今こそ、「支え合いと助け合い」の原理が活かされる社会を創り上げ、労福協としても、労働運動の発展とともに、連合・福祉事業体や社会・市民運動体と連携し、市民に根ざした社会福祉運動へと転換していくことが必要で

〔基調講演…要旨〕

● 動の連携・提携に向けて

● 「広く市民に根ざした新しい労働者福祉事業を」

● 中央労福協会長 笹森清氏

● な取組内容、ルート等は、別途、お知らせしますので、ご賛同いたげる方は、ご協力をお願いいたします。

**10年固定で この金利!!**

**ろうきん住宅ローン**

固定金利選択型10年 (最優遇金利) 年 **1.90%** ～年 **2.25%**

お客様のお取引などにより (基準金利)

ご融資額 最高1億円 (団体信用生命保険付)  
※3大疾病保険特約・障害特約付は、最高6,000万円

ご返済期間 毎月返済又は、毎月返済・ボーナス返済の併用

ご返済期間 最長35年 (1ヶ月単位)

保証 保証機関の保証が必要となります。※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。  
※他の金利コースや融資金利優遇制度については、最寄の「ろうきん」までお問合せ下さい。

ここがポイント

- 優遇金利幅をご返済終了まで適用！
- いつでも、何回でも、いくらでもOK！
- 自動更新で手続きラクラク！

ご融資額 最高1億円 (団体信用生命保険付)  
※3大疾病保険特約・障害特約付は、最高6,000万円

ご返済期間 毎月返済又は、毎月返済・ボーナス返済の併用

保証 保証機関の保証が必要となります。※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。  
※他の金利コースや融資金利優遇制度については、最寄の「ろうきん」までお問合せ下さい。

ここがポイント

- 優遇金利幅をご返済終了まで適用！
- いつでも、何回でも、いくらでもOK！
- 自動更新で手続きラクラク！

ご融資額 最高1億円 (団体信用生命保険付)  
※3大疾病保険特約・障害特約付は、最高6,000万円

ご返済期間 毎月返済又は、毎月返済・ボーナス返済の併用

保証 保証機関の保証が必要となります。※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。  
※他の金利コースや融資金利優遇制度については、最寄の「ろうきん」までお問合せ下さい。

ここがポイント

- 優遇金利幅をご返済終了まで適用！
- いつでも、何回でも、いくらでもOK！
- 自動更新で手続きラクラク！

すべての営業店

- 毎週土曜日は夜7時まで相談できます
- 毎月第2土曜日は「ローン相談会」実施中
- ローンセンター
- 年中無休
- 休日でもゆっくり相談できます
- 福井 ライフプランセンター・B-1 0120-116376
- 敦賀 ライフプランセンター・敦賀 0120-615617

ホームページで最新情報をお届けしています。  
<http://hokuriku.rokin.or.jp>

**北陸ろうきん**

## 全労済福井県本部 「各地区推進委員会(総会) 終了のご報告 !!

全労済福井県本部では、2008年7月30日(水)ユニオンプラザにおいて「県本部総代会」を開催します。その前段の機関会議として県内を6つの地区に分割し、各地区推進委員会という名称で年間活動を推進しております。

各地区推進委員会では、協力団体より多数の方々に参加をいただき、「2007年度活動経過報告」「2008年度活動計画」等議案討議し、すべての議案で承認されました。

### 各地区推進委員会(総会)日程

- 福井北地区 6月16日(月)
- 福井南地区 6月17日(火)
- 坂井地区 6月18日(水)
- 丹南地区 6月23日(月)
- 奥越地区 6月18日(水)
- 嶺南地区 6月19日(木)



### 各地区推進委員会(総会)議案

- 「県本部提案事項」
- 福井県本部2007年度経過報告(案)および2008年度補強策(案)について
  - 「全労済21世紀ビジョン」「21世紀経営改革方針」総括について
  - 自己資本強化に向けた団体生命共済割戻金からの振替増資について

### 「地区推進委員会」

- 第1号議案 2007年度活動経過報告(案)の件
- 第2号議案 2008年度活動計画(案)の件
- 第3号議案 推進委員会・職域地区総代団体選出の件
- その他

## 福井県労働者 信用基金協会より 皆様のおかげで40年

(財)福井県労働者信用基金協会は、1968年(昭和43年)7月22日に福井県をはじめとする各自治体や労働団体、労働金庫、労福協、事業団体からの出捐金を基金として設立され、ここに40周年を迎えることができ関係各位の皆さまに心から感謝を申し上げます。

さて、労信協の事業を振り返りますと、2008年3月末の保証債務残高は、499億円を超え保証の根幹を支える基本財産も関係各位のご協力および自助努力の積み上げにより12億3,300万円強に達しています。

労信協は設立以来今まで労働金庫の系統保証機関として労働者の信用力を補完する福祉事業とりわけ労働金庫の融資利用に途を拓くことによって社会的使命を果してきたものと確信しています。

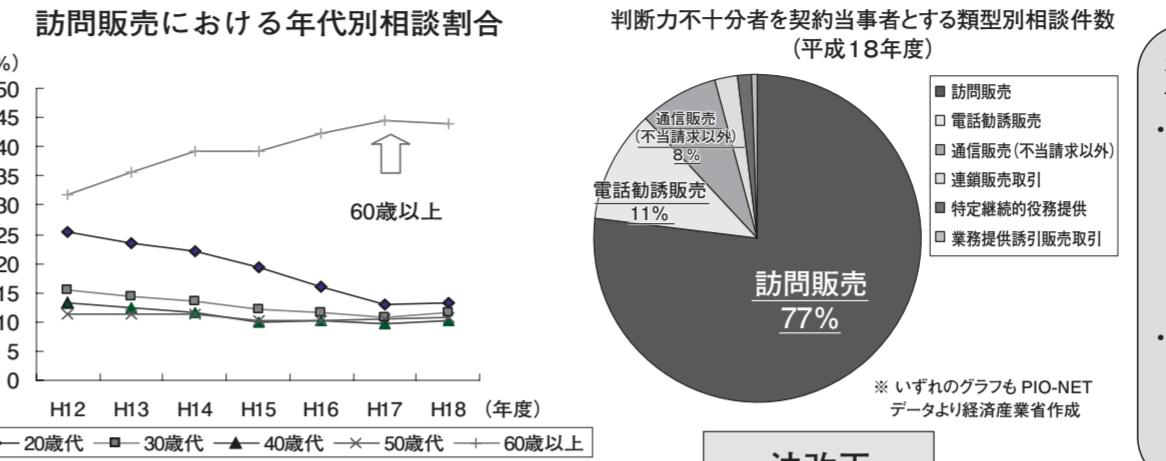
今後、厳しい環境の中で労信協は、経営基盤、財務体質を強化しつつ適正な審査との確な代位弁済履行により労働金庫事業を支え労働者福祉事業の役割を担っていきますので変わらぬご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

## 6月11日可決成立 特定商取引法及び割賦販売法の一部改正

この改正法律は、1年6ヶ月以内に施行されることになります。但し特定商取引法による電子メール広告(いわゆる迷惑メール)関係については、6ヶ月以内の施行、割賦販売法による指定信用情報機関関係については、2年6ヶ月以内の施行となっています。いずれについても、具体的な施行は、別途政令で定めることになっています。【改正する法律の概要】については下記をご覧下さい。

## 特定商取引法及び割賦販売法の一部を改正する法律の概要

経済産業省



法改正

### 被害事例

- 独り暮らしで年金生活の母が訪問販売を受け、呂服などを1千万円以上を買わされていた。複数の信販会社から請求を受け、貯金も底を尽している。母は判断力が低下しており、買った着物もほとんどが未開封であった。
- 判断力が低下した高齢者の姉妹が複数の業者から総額約5千万円のリフォーム工事を訪問販売で売りつけられた。最終的に信販会社が被害者の自宅を競売にかけた。

### 規制の抜け穴の解消

- 別法で消費者被害の是正等ができるものを除き、原則すべての商品・役務を扱う取引(訪問販売、電話勧誘販売、通信販売)を規制対象に。【改正特商法第2条】【改正割販法第2条】

- その上で、クーリング・オフになじまない商品・役務(例:生鮮食料品、葬儀)等は、該当規制から除外。【改正特商法第26条】【改正割販法第35条の3の60】

- 割賦の定義を見直し、2ヶ月以上後の1回払い、2回払いも規制対象に(現行は3回払い以上)。【改正割販法第2条】

### 訪問販売規制の強化

- 訪問販売業者に当該契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対しては、契約の勧誘をすることを禁止。【改正特商法第3条の2】

- 訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約の解除等が可能に(消費者にその契約を結ぶ特別の事情があったときは例外)。【改正特商法第9条の2】

### クレジット規制の強化

- 個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、行政による監督規定を導入。【改正割販法第35条の3の23等】
- 個別クレジット業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば、消費者へ与信することを禁止。【改正割販法第35条の3の5~7】
- 訪問販売等による売買契約が虚偽説明等により取り消される場合や、過量販売で解除される場合、個別クレジット契約も解約し、消費者が既に支払ったお金の返還も請求可能に。【改正割販法第35条の3の12~16】
- クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけるとともに、支払能力を超える与信を禁止。【改正割販法第30条の2、第30条の2の2、第35条の3の3~4】

### インターネット取引等の規制強化

- 返品の可否・条件を広告に表示していない場合は、8日間、送料消費者負担で返品(契約の解除)が可能に。【改正特商法第15条の2】
- 消費者があらかじめ承諾しない限り、迷惑広告メールの送信を禁止。【改正特商法第12条の3等】
- 個人情報保護法でカバーされていないカード情報の漏洩や不正入手をした者を刑事罰の対象に。【改正割販法第49条の2】

### その他

#### 罰則の強化

- 違反事業者に対する罰則を強化【改正特商法第70条等】【改正割販法第49条等】(不実の告知、重要事項不告知→現行2年を3年に引き上げ)等。

#### 自主規制強化

- クレジット取引の自主規制等を行う団体を認定する制度を導入。【改正割販法第35条の18等】

## くらしなんでも相談 あなたのくらしを サポートします。

日常生活でのさまざまな悩みや問題。

誰かに聞いて欲しい、どこに相談したらいいんだろう…、解決方法は?

そんな時、専門相談員があなたをしっかりサポートします。

最寄りの会場へお気軽にお越し下さい。

**相談無料**

日程・会場	月日 時間	会場	住所
8/23 (土)	9:00~12:00	大野労働福祉会館	大野市陽明町4-710
8/23 (土)	13:00~16:00	勝山労働福祉会館	勝山市昭和町1-1-9
8/24 (日)	9:00~12:00	坂井市高槻公民館	坂井市丸岡町西里12-21-1
8/24 (日)	13:00~16:00	北陸労働金庫金津支店	4-1-18
8/30 (土)	10:00~13:00	男女共同参画センター(旧労働福祉センター)	敦賀市三島町2-1-6
8/31 (日)	9:00~12:00	越前市労働福祉会館	越前市中央2-5-1
8/31 (日)	13:00~16:00	鯖江市櫻陽会館	鯖江市櫻町2-7-1
9/7 (日)	10:00~13:00	小浜市労働福祉会館	小浜市後瀬町1-6

※各会場、混み合った場合が考えられますので、事前予約をしてください  
※相談者の個人情報は福井県労働者福祉協議会のプライバシーポリシーに基づき慎重に取り扱います。

【ご予約・お問い合わせ先】 ☎(0776)22-4377

主催 福井県労働者福祉協議会 福井市問屋町1丁目35番地 ☎(0776)21-5929